

平成31年

第1回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

日時 平成31年1月10日（木）
開会15時00分 閉会15時45分

場所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 その他

- (1) 12月定例県議会について

【内 容】

1 出席者

教育長：城戸秀明

委員：清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、木下比奈子

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 吉田法稔、教育監 長俊一、教育総務部長 辰田一郎、教育振興部長 木原茂、
総務企画課長 日高公德、財務課長 石橋裕次、教職員課長 松永一雄、
施設課長 池松峰男、文化財保護課長 河口靖志、高校教育課長 田中直喜、
特別支援教育課長 井手優二、社会教育課長 谷本理佐 外

4 傍聴者等数

1名

5 議事録

【城戸教育長】

ただいまから第1回の教育委員会会議定例会を開催いたします。

傍聴の方に申し上げます。受付で配付されました「傍聴人の留意事項」を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力をお願いします。

本日の案件につきましてはお手許に配付している資料のとおりでございます。

審議に入ります前に、非公開発議の有無を確認いたします。非公開で審議することが適当なものはありませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

ないようですので、本日の会議は、公開といたします。

それでは、その他(1)「12月定例県議会について」を吉田副教育長お願いします。

○その他（１） １２月定例県議会について

【吉田副教育長】

それでは、１２月定例県議会について御説明させていただきます。

１２月定例県議会は、１２月３日から２０日までの日程で開催されました。その中で
の教育委員会分の答弁について御説明申し上げます。

＜吉田副教育長が資料に沿って説明＞

【吉田副教育長】

御説明は以上でございます。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御質問や御意見をお願いします。

【清家委員】

５ページ「⑦義務教育未修了者数の把握について」に対する答弁の中で、本県の義務
教育の未就学者は６，５４３人とのことですが、学校教育法により６・３制の義務教育
が制定されたのは昭和２２年と記憶しております。そうであれば、８０歳を超える方も
たくさんおられるのではないかと思います。そこで、６，５４３名の年齢分布が分かれば
教えてください。また、６，５４３名の中で、実際に夜間中学を希望されている方の
数についても分かれば教えてください。

【豊村義務教育課課長補佐】

まず、この６，５４３名という数字は平成２２年の国勢調査のものであり、文部科学
省が分析しておりますので、正確な内訳については把握しておりませんが、国勢調査を
本課で確認したところ、高齢になるに従って人数が多くなるという傾向がございまし
て、６５歳以上の方がほぼ半分を占めております。夜間中学校について、どの程度のニ
ーズがあるかは把握しておりませんが、全国に３１校設置されている夜間中学校には、
それぞれ２０名から１００名程度が通っているという状況です。

【城戸教育長】

福岡市と北九州市には、自主夜間中学校という名称で、夜間中学校としては認定され
ておりませんが自主的に学習することのできる施設がございます。また、福岡市におい
ては、自主夜間中学校から正式に夜間中学校へと移行したいという要望が上がってい
ると伺っております。

学習の内容としては、読み書きを中心とした学習を希望されるというケースが多いようです。

【宮本委員】

4 ページ「⑤小学校における専科制の実施状況と今後の推進について」に対する答弁に関して、専科の教員を配置するには予算が必要かと思うのですが、答弁に出てくる「交換授業」については、教員同士で調整ができればすぐにでも実施可能なのでしょうか。その手続きについて教えてください。

【豊村義務教育課課長補佐】

「交換授業」は教員同士が教科を入れ替えながら授業をするものでございまして、それぞれ時間割の調整を行えば実施可能であります。

【宮本委員】

事前に市町村の教育委員会への届出等は一切要らないということですか。

【豊村義務教育課課長補佐】

学校の時間割の編成だけで実施可能ですので、特段の届出等は必要ございません。

【久保田委員】

7 ページ「①コミュニティ・スクールの導入状況について」に関して、私たちが小さい頃は、コミュニティ・スクールという仕組みはありませんでしたが、自然とコミュニティ・スクールのような体制が作られていたように思います。現在でも地方では、そのような状況もあるかと思いますが、そういった状況でもコミュニティ・スクールを導入しなければいけないのですか。

【豊村義務教育課課長補佐】

コミュニティ・スクールにつきましては、平成29年度から設置の努力義務化がなされておりました、このことを受け、県でもコミュニティ・スクール導入に向けた研修会を行い、普及啓発を図っております。また、自然とコミュニティ・スクールのような体制が出来上がっている、もしくは形を成しているという状況もあるかと思いますが、法で定められているとおりに、きちんとした組織を作り上げることで、より地域からの協力を得られるようになるという考えの下、取り組んでおります。

【城戸教育長】

かつての学校の場合は、地域の方々や保護者が学校に協力するというかたちでの連

携が主でありましたが、このコミュニティ・スクールとは、学校の運営に保護者の意見を反映させるというガバナンスの改革という意味合いが強くなっておりますので、これまでとは少し異なることとなります。

【木下委員】

1 ページ「③PTAが空調の設置と維持管理をしていることの認識及び今後の対応について」に関して、現在、県立高校の空調設備が故障した場合は、PTAが自費で修理の手配を行うなど、設置管理についての全てがPTA会費で成り立っているということなのでしょうか。

【池松施設課長】

高等学校の普通教室に係る空調設備については、PTAが会費により設置している状況であり、故障した場合などについてもPTA会費により修理しているという現状がございます。

【城戸教育長】

10数年前からこのようにPTAによる空調設備の設置が行われております。これは当時、空調設備の導入に賛否両論あり、県として統一的に導入するための合意ができなかったという事情がございます。そこで、各学校の保護者の総意が得られればPTAの負担により導入しても構わないということにしたという経緯がございます。しかし、現在、夏が非常に暑くなっている現状がございますので、県として対応すべきであると考えております。

【宮本委員】

空調設備の電気代についてもPTA会費で賄っているのですか。

【城戸教育長】

空調設備に係る電気代についてはPTA会費から払っていただいています。

【池松施設課長】

空調設備に係る電気代を生徒数で案分して一人あたりの電気代を算出しております。

【辰田教育総務部長】

そもそも、当初はこの空調設備は、通常の授業では使わず、夏休み期間中の課外等で使用するという事でPTAが設置し、ランニングコストも支出するという事になっておりました。しかしながら、今は猛暑日も多くございまして、通常の授業でも使わ

ざるを得ないという状況になっておりますので、使用基準を定めた上で、県として費用を負担することを考えなければならないということです。

【前田委員】

2 ページ「①課外授業の現状と指導の取組みについて」ですが、福岡県の課外授業は新聞等でもいろいろと言われております。この答弁では、「課外授業を実施している普通科高校63校のうち、参加率100%の学校数は、昨年度の50校から、本年度は1校のみとなっています。」とあります。このことについて、保護者からの反響や反応はいかがでしたでしょうか。

【日高高校教育課副課長】

参加率については、生徒が一科目でも課外授業を受講していれば参加者としてカウントし、算出しているものでして、全員参加している学校が本年度は1校になっているということです。実際の受講率で見れば、昨年度が97.8%であったものが、今年度は84.9%と、13%程度減少しておりますが、そこまで大きな変化ではございません。生徒の自主性や参加意思を重視するという事になった中で、講座によっては成り立ちにくいものが出てきているという現状もございますが、多くの学校では課外授業への参加を促すこと自体は否定しておりませんので、先生方に働きかけをしていただいて、課外授業として保つべき質の部分については十分に確保されていると考えております。「②課外授業の受講方法について」に対する答弁にありますように、受講できる教科等の選択肢を拡大するよう、各学校を指導するとしておりまして、このことによって、より生徒の希望に沿った形をキープしながら課外授業を実施していけるのではないかと考えております。

【宮本委員】

私の子どもも20年ほど前に福岡県立高校の生徒であったのですが、そのときの課外は授業が進行するから参加しないわけにはいかなかったと言っていました。

現在の課外は正規の授業の延長線上であるのか、それとも授業の補足であるのか教えてください。

【日高高校教育課副課長】

今までは課外授業の中で授業を進めるということもあったのですが、今はあくまでも補習ということで、授業の内容は一切進めない、あるいは課外授業で扱った問題は定期考査では出さないといった峻別について、今回整理したところでございます。

【宮本委員】

11 ページ「①教員免許更新制の概要及び更新講習について」に関して、更新講習の内容として、教育政策、教育相談、進路相談等が定められていますが、これらの中に教職員のメンタルヘルスについて盛り込むことはできないのですか。この内容は国で定められているものなのでしょうか。

【松永教職員課長】

この更新制度自体が国の制度であり、法令に則って大学等が開講するため、県の裁量によって対応することは難しいと思われま

【前田委員】

10 ページ「①県立特別支援学校の通学手段と視覚特別支援学校の通学の現状について」に対する答弁で、寄宿舎について述べられていますが、寄宿舎に入るための基準はあるのでしょうか。

【明永特別支援教育課課長補佐】

基本的には遠距離通学者など、通学が困難である児童生徒が対象となりますが、具体的に通学時間が何分以上なければならぬといった基準はございません。

【前田委員】

寄宿舎であれば、ある程度自分のことは自分でやらなければならないと思いますが、どのくらいの年齢から入ることができるのでしょうか。

【明永特別支援教育課課長補佐】

視覚や聴覚障がい特別支援学校は少ないため、どうしても通学距離が長くなってしまいますが、幼稚部からの受入れはございません。小学部になりますと日常生活の指導ができますので寄宿舎に入ることがございます。

【城戸教育長】

他にはございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

特にならぬのでございますので、以上で、本日の会議を終了します。

(1 5 : 4 5)